

平成23年度第2回愛知県青少年保護育成審議会 会議録

- 1 日 時 平成24年2月13日（月）午後1時30分から3時18分まで
（うち、午後2時37分以降は非公開）
- 2 場 所 愛知県議会議事堂1階 ラウンジ
- 3 参加者 委員15名
説明のため、出席した者（社会活動推進課等）13名
- 4 審議の概要

【司会】

それでは、議事に入らせていただきますが、条例施行規則第10条第2項の規定により、会長は会務を総理することとされておりますので、議事の進行につきましては会長にお願いしたいと存じます。

岡谷会長、よろしくお願いいたします。

【会長】

改めて、よろしくお願い申し上げます。

また、本日の審議会は、愛知県青少年保護育成審議会運営要領に基づき、原則公開でございますが、議事（4）の有害図書類の審査を行う場合は非公開となります。

なお、議事（4）の有害図書類の審査の際には、傍聴人と記者の方はご退席いただくこととなりますので、ご承知おき願いたいと思います。

本日は、傍聴人はいらっしゃいません。また、現在、記者の方もいらっしゃいませんが、記者の方は途中でもお入りになる可能性があります。

最初に、本審議会運営要領3の（2）の規定により、本審議会では会議録を作成し、会長が指名する者2名が署名押印することとされております。今回は、稲葉委員と大島委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

今、会長からお話ございました審議会の公開について、念のために確認をさせていただきます。

さきにお配りをしております資料の最後に、参考資料があります。

この参考資料3で、愛知県青少年保護育成審議会運営要領があり、その中の3に審議会の運営という項目がございますので、その（1）で「審議会は原則として公開

するものとする、ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない」としています。その場合の1つとして、条例第6条の図書類に関する審査を行う場合というのが挙げられています。その趣旨につきましては、平成14年度の審議会ですら議論になったようでございまして、個別具体的にこれが有害かどうかを審査する際には、特定の事業者名や本の名前が議論されることとなりますが、仮に、この場で審議はされたけれども指定されないということになった場合に、審議の対象となったということのみで審議事業者が不利益をこうむることがあってはならないということから非公開とすることとなりました。

本日の審議会の開催につきましても県のホームページでお知らせをしておりますが、そこにおきましても「原則公開となっておりますが、図書類について条例の規定による有害指定の審査等を行う場合は、審査の対象となった出版業者等に、審査の対象となったこと自体をもって不利益を及ぼすことになるため非公開としています。」となっております。このようなことで、本日の（4）の部分は非公開で開催をするということになります。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議事は、部会長専決処分の報告について、これが（1）でございます。（2）が、一般社団法人映像倫理機構（略称、映像倫）の団体指定について、（3）が、愛知県青少年保護育成条例の指定等に関する認定基準の一部改正について、そして、議事（3）の認定基準の一部改正についてご了承いただいた後に（4）として有害図書類の審査について行うこととしておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、最初に、議事（1）と（2）はいずれも報告事項となっておりますので、事務局から一括して説明していただいた後に、委員の皆様からご意見、ご質問などをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から順次説明をお願いいたします。

（事務局説明）

【会長】

それでは、事務局からの説明がひと通り終わりましたので、ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問などがある方は、お願いします。

【会長】

ご意見、ご質問もないようですので、次へ進めさせていただきます。

【会長】

それでは、次の議事（３）の愛知県青少年保護育成条例の指定等に関する認定基準の一部改正についてでございますが、これは昨年１１月に開催された前回の審議会において、委員の皆様のご意見やご要望を踏まえ、事務局が認定基準の改正案を作成したものでございます。

事務局から認定基準の改正案について説明をいただいた後で、ご意見、ご質問などをいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

【会長】

ありがとうございました。

それでは、事務局からの説明が終わりましたので、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などある方はお願いいたします。どうぞ。

【委員】

少しお尋ねをしたいんですが、資料５のところに、用語について、暴走族等の等というのとは書いてあります。その中に暴走族という名称では言いあらわすことのできない、いわゆるギャング、愚連隊と書いてあり、そのギャング、愚連隊というのが暴走族等の中に入るわけですね。このギャング、愚連隊というのは僕たちもよく使いますが、この資料の２番目に写真が載っており、この者をギャングというとしていますが、では、愚連隊というのはどうなるのかということ、少し教えていただけませんか。よく使いますが、実際こういうところで名称として使っていくことになると、何がギャングで何が愚連隊でということになってしまいうんですが、その辺はどのように分けていらっしゃるんですか。

【事務局】

明確な定義はどこにもございませんので、定義は置いてございません。ギャングというのは、この写真にあらわれているような比較的若い人たちが暴力を振るうことを予定して集まっているような集団ということになるかと思います。

【委員】

では、愚連隊はどうですか。

【事務局】

これも警察のほうでよく使っている用語のようですねけれども、ギャングと同じようなものを指すというぐあいにお考えいただければと思います。それは、ある集団を時に愚連隊と言ったりギャングと言ったりということでございます。

【委員】

そういう表現の仕方でもここに書くことがいいのかどうかというのは少し疑問で、暴走族というのはよく分かるんだけど、では、ギャングは暴走族でないのかとか、愚連隊というのは暴走族じゃないのかということになってしまって、その辺は実際問題としてどういうものなのでしょう。私は、ギャングだろうが愚連隊だろうがあまりいいとは思わないので、有害図書類として指定するのはいいんですけども、ギャングとか愚連隊という名前で表示をするということは、法律上の問題も出てくると思いますが、どうなのですか。

【事務局】

表現がややあいまいであるということは確かに心配としてあると思います。ただ、これはあくまでも個別指定ですから、指定をするときにはこの審議会にかけることになります。ですから、そこで判断をいただくということになるかと思います。包括指定のように審議会の審査を通さないものが、いわゆるみなし規定のようになっているものと、これはかなり明確性を求められるかと思いますが、これはあくまでも審議会の認定基準でして、今、例示としてギャングとか愚連隊というようなことを申し上げましたが、これについて、もし限定してしましますと、また違うものができたときに、また認定基準を変えないといけないというイタチごっこになるんですね。そこは、解釈にある程度の幅を持たせて規定をしているということでございます。

【委員】

確認で申し上げるんですけど、暴走族等という中で、ギャング、愚連隊ということなども含むということですね。そうすると、例えばこういう雑誌が出てきて、出版社などが、「これは愛知県としては愚連隊、あるいはギャングという部分で捉えるのですか、それはそういうものとは違いますよ」と言ってくるかもしれませんね。そのようなときの対応の仕方は、もちろん考えておられるということですか。これは法律の問題があるから県だけで簡単に言えるものではないでしょうけど、その辺のところをしっかりと整理しないとごたごたするのかなという感じがしました。あるいは説明されたように、あいまいという部分で広げておいたほうがいいという意味でおっしゃっているならばわかりますが、私には、その辺が非常に中途半端という

気がしました。

【事務局】

心配はあるかと言われればございます。この有害図書類の指定をめぐっては、どうしてもファジーな部分が出てきますので、これがそういうものに当たるのか当たらないのかというのは、昔からわいせつな本が刑法犯に当たるのかどうかというのが議論されているのと同じように、常につきまとうので、そういうもめごとになるおそれがあるのかどうかと言われればあります。常にあるものだと思っています。それは、我々の良識と審議会の良識をもって運用していくしかないのかなと思っています。

【委員】

ありがとうございました。

【委員】

今のところに関連してなのですが、こういうときの読み方として、暴走族等の後ろに書いてある社会道徳や刑罰法令に反する行為を行う団体というのである程度絞りをかけていくということになるとは思いますが、ここに社会道徳というのが入ってくることによって絞りの意味があるのかどうなのか、社会道徳という広い概念を用いてしまうことで絞りきっていないような印象があるんですけども、その点で広過ぎないかどうかということについてはご検討されていますでしょうか。

【事務局】

社会道徳をとりまして、刑罰法令に反する行為だけにしますと、先ほど言いましたような特攻服を着て集まるということ、これは、刑罰法令に反しませんので外れてしまいますね。ただ、こうやって特攻服を着て集まったりするというような暴走族が社会道徳に反する団体だということは言えると思いますので、これは残しておきたいと思っています。

【委員】

別に暴走族を認めるわけではないのですが、特攻服を着て集まるだけであれば、そこにまで関与するのかなという気がします。特攻服を着て集まった子たちが暴走行為をすとか、あるいはそういう唆しをすることがあれば規制の範疇になるのかとは思いますが、暴走族を想像させる服装をして集まっただけで規制をしていいのかということについては少し疑問を感じます。

【事務局】

それは、実は数年前の審議会でも議論になっておりまして、特攻服を着て集まることだけがいけないことではないので、それは旧認定基準のいう犯罪行為に当たらないので別にいいですよということとなったというような記録が残っています。確かに、特攻服を着て集まっていることをいけないといって取り締まるような法令はないと思いますので、それを規制することはございません。ただ、それを写真で宣伝するように青少年たちに見せることを避けようというのがこの有害指定の趣旨です。ですから、何もこの規定を置いたからといって特攻服を着て集まることを取り締まることにはなりません。

【委員】

ありがとうございます。それはわかっておりまして、おそらく「賛美し」というところに入ってくるのかなと思うのですが、そこに社会道德というのを入れてしまうことによって、暴走族等と社会道德というのだけで絞り切れるのか。社会道德ということが、さっきおっしゃった愚連隊だとかギャングだとかということと、社会道德ということの組み合わせになってくると、ちょっと絞りきれないような気がしております。暴走族が社会道德に反するような行為を行う団体であるから、それを賛美するのはだめという理屈はいいんですが、愚連隊だとかギャングだとかという概念のあいまいなところで、それが社会道德に反する行為を行う団体ということだとすると、ちょっと絞りきれないような気がするんですけど。

【事務局】

暴走族も愚連隊もギャングも明らかに社会道德に反する行為を行う団体だということは、社会共通の認識であるとは言えないでしょうか。

【委員】

社会道德というのが、このように表現の関係で規制をかけるときには、あまりあいまいな文言を用いると広範な規制になってしまうので好ましくないと思うのですが、社会道德に反しているというのが、基準として共通の認識を皆さんが持てるような基準なのかどうなのかということで、規制対象として社会道德という基準が適切かという質問ですが、いかがですか。

【事務局】

暴力団、暴走族等社会道德や刑罰法令に反する団体という定義でございますね。暴走族、暴力団というのはかなり限定されたものですがけれども、ギャングや愚連隊も暴走族と同程度の反社会的な団体だということをご理解いただけるのではないかと

と思います。そういう点で、暴力団、暴走族等ということ为例に挙げて、社会道徳に反する団体という規定をしていますので、この例示でもってかなり限定されるところはお考えはいただけないでしょうか。

例えば、もちろん何らかの集団とか宗教団体で必ずしも今の道徳と合致しないような活動をしているところはあるかと思います。ただ、ここでは、暴力団や暴走族とか、さらに、今、ここでギャングや愚連隊といった例を挙げておりますので、宗教団体がそういうところと同程度の社会道徳に反する行為を行う団体という理解がされることはないのではないかと思います。その点では、社会道徳や刑罰法令に反する行為を行う団体を暴走族や暴力団という例を挙げることによって、ある程度絞っているという理解をしていただけるのではないかと思います。

【委員】

ご趣旨は理解いたしました。

【会長】

委員のご意見だと、社会道徳を外したほうがいいんですかね。

【委員】

暴力団の定義のところで、暴力的不法行為ということで、社会道徳よりは絞りをかけていると思うんですよ。そういう形で絞りをかけられる言葉がほかにあるのであれば、絞りをかけたほうがいいのかなどお見受けしたのですが、おっしゃる趣旨は理解できました。質問に対するご回答は分かりましたので結構です。

【事務局】

そして、あくまでもこれは審議会が定めた認定基準ですので、ただいまご議論がありましたように、暴力団やギャングについては適用されるというご理解でいいと思いますが、それをさらに、やたら社会道徳という言葉だけをとらえて広げるような運用はしないということをこの審議会において確認しておいていただければいいのではないかと思います。

【委員】

今の言葉を、よく理解しておいてほしいなと思いました。というのは、僕たちが若いときは、つまり、こういう暴走族のような服をつくって、それを愚連隊やギャングと称して仲間で遊んでいたこともあるわけですよ。それは、社会道徳に反するようなことを決してやったわけではなくて、一種のファッションの世界で動いていたこともあるわけです。それが、例えば、こういうふうに写真に撮られて、何かの

ときに雑誌に載るようなことはないと思うけど、これは有害なものには当たらないと思うので、その辺のところの理解について先ほど言われたように、きちんと確認話をしておいてくれるといいかなと思っています。昔は、結構、流行でいろいろなところで何々ギャングという名前をつくってみたり、愚連隊という名前をつくってみたりということは事実ありました。それが今は、本当の愚連隊になったのかギャングになったのか分からないというところがありますが、そのようなことも頭に少し入れておいていただければと思っています。

【事務局】

さらに申し上げさせていただきますと、私が知っているところでも、竹の子族というのが、まるで暴走族のような格好をして公園で遊んでいたということがあります。ただ、それが写真に撮られて載っていたとしても、暴走族のまねをしても、決してそれは、現実に暴走族を賛美しているとか、そういうとらえ方はされないわけです。それは、具体的に雑誌の記事を見て、その記事全体の趣旨が、若者を暴走族に誘うような趣旨なのかどうなのかということで個別に判断をしていくということになるかと思います。

【会長】

ほかに何かご意見がありましたらどうぞ。

【委員】

暴力団だとか暴走族という記事がいっぱい載っておりまして、この資料を集めるのも大変だと思いますが、実際にどこかのところでこれが売られており、そして、だれかがこれを見ているということですね。例えば、愛知県の場合、いろいろな雑誌がありますが、このようなやくざの雑誌とか暴力団の雑誌とかは、実際にどれだけ売られており、その雑誌を青少年の人たちが、実際これを買って見ているのか、その辺のところを県はどのように考えているのですか。

【事務局】

後ほど、この認定基準をご承認いただけましたならば、非公開になったところで具体的な雑誌名を挙げまして、その部数もある程度把握をしておりますので、ご報告をしたいと思います。

【委員】

わかりました。では、お願いします。

【会長】

ほかにご質問はありませんでしょうか。

それでは、お諮りしたいと思いますけど、原案どおり改正させていただいてよろしいでしょうか。よろしいでしょうか、皆さん。ご反対の方、いらっしゃいますか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】

それでは、全員賛成ということで、改正案どおりに進めていただければと思います。

【事務局】

ありがとうございました。

【会長】

それでは、事務局では、ただいまの委員の皆様からのご意見、ご質問を今後の参考にして進めていただきたいと思います。

次に、議事(4)で、有害図書類の審査についてとなっておりますが、これについて事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、ただいまから愛知県青少年保護育成条例第24条第1項第2号の規定に基づきまして、知事から会長あてに有害図書類の指定について諮問させていただきたいと思います。

【会長】

ただいま事務局から、有害図書類の指定について諮問したいとの話がありましたので、議事(4)の有害図書類の審査に入りたいと思います。

なお、愛知県青少年保護育成審議会運営要領に基づきまして、この有害図書類の審査については非公開となります。記者の方はいらっしゃいませんので、このまま進めてよろしいでしょうか。それとも一旦休憩しますか。

【事務局】

1時間たちましたので、5分ほど休憩したいと思います。

【会長】

それでは、5分間ほど休憩したいと思います。

(休 憩)

＜有害図書類の審査に関する会議録は非公開＞

【会長】

それぞれに大変貴重な意見をいただきまして、大変ありがとうございました。
また次回もありますので、そのとき、いろんな意味でお話でもいただければと思います。

よろしければ、そろそろ時間でもございますから、これをもちまして会議を終了したいと思いますけど、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。大変長時間にわたりまして、申しわけありませんでした。また今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

事務局から何かございますか。

【事務局】

特にありません。どうもありがとうございました。

【会長】

どうもありがとうございました。

【司会】

ありがとうございました。

これをもちまして、平成23年度第2回愛知県青少年保護育成審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

以 上